

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 7 日現在

機関番号：37502

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21520703

研究課題名（和文） 郡役所文書の基礎的研究

研究課題名（英文） The Basic Study of the County Government's Archives in modern ages

研究代表者 丑木 幸男 (USHIKI YUKIO)

別府大学・文学部・教授

研究者番号：60223525

研究成果の概要（和文）：府県と町村との中間行政機関として設置されていた郡役所で作成、蓄積された郡役所文書は、大正 15 年(1926)に組織そのものが廃止されたために保存事例が少なく、その実態が把握できなかったが、この研究期間に公文書館、図書館、県庁など 64 機関に保管されていることを発見し、郡役所文書の管理形態を解明した。

研究成果の概要（英文）：The county government that is the middle administrative body between the prefecture and the town and village was abolished in 1926. Almost all the records of the county government was scrapped along with the abolition. Therefore, the actual situation of the records was not clarified so far. However, We found the record of the county government in the 64 institutions such as the Archives, the Library, the prefectural office, etc. in this term. Accordingly, the research investigated the administration from those records of county governments.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010 年度	900,000	270,000	1,170,000
2011 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：アーカイブズ 近代地方行政 郡役所文書 郡制

1. 研究開始当初の背景

大正 15 年(1926)に廃止された郡役所の公文書は、組織そのものが消失したためにほとんどぜんぶが廃棄されと認識され、郡制に関する一次史料が欠如し、郡制に関する研究は空白に近い状態が続いた。近代地方政治史において史料管理が不十分なために基本的史料の欠如の憾みはあるものの、府県、市町村の研究はわずかではあるが進展したが、その中間機関であった郡役所の実態解明が立ち

遅れていたために、地域全体を有機的な解明することが困難であった。しかし、各地に設置された文書館が公文書の整理・公開を進め、意外に郡役所文書が保存されていることが明らかになりはじめた。

しかし、個別的に事例紹介がされているだけで、史料所在情報の集約も行われず、近代地方政治史のなかで府県、市町村との相互関連を比較検討するまなざしもなかった。

2. 研究の目的

(1)、各文書館等資料保存利用機関が保管している郡役所文書の実態を明らかにする。個人所蔵の郡役所文書もあると思われるが、このプロジェクトでは除外し、県庁・市役所を含め、文書館等の資料保存利用機関に限定する。

これまでに関連論文等により個別的に紹介されているものもあるが、それらも含めて最新の郡役所文書所在史料情報を次の3つの方法で明らかにし、郡役所関連史料所在情報のデータベース作成のための基礎データを収集・整備する。

各機関で作成した所蔵史料目録、およびそれに基づいて作成した各機関のホームページ(以下、HP という)の検討により、機関ごとに所蔵している郡役所文書の実態を解明する。

必ずしも目録・HP の作成・公開が充分でない機関もあるのが現状であるので、文書館等へのアンケート調査を実施する。

最終的には各機関を実地調査することにより、①②の調査結果を補完し、郡役所文書所在情報とその実態を解明する。

都道府県庁文書に含まれる郡役所文書を中心とし、そのほか市町村役場文書・個人文書に含まれる郡役所関連史料を調査し、フオンドレベルの史料所在情報を収集する。国際文書館評議会(ICA)が文書目録記述標準化の指針として提唱している ISAD(G)に準拠して、文書群の内部構造を明らかにした目録を編成する準備を進める。

(2)、郡役所文書の管理形態と組織廃絶時の公文書保存・廃棄の実態を解明する。

現在把握している限り最大の郡役所文書群は、奈良県立図書館所蔵の奈良県庁文書中の郡役所文書である。もっとも豊富に残存しているこの郡役所文書群を重点的に実地調査し、郡役所文書の構造と実態を明らかにしたい。そのほか秋田県、宮城県、群馬県、長野県、新潟県、京都府、山口県、宮崎県等の府県庁文書に含まれる郡役所文書と比較することにより、奈良県の事例から解明した特質の一般化をはかる。

具体的には次の2点を明らかにする。

①現在保管されている郡役所文書と、郡役所廃絶以前に保管されていた郡役所文書の実態を示す郡役所で作成した文書目録等とを比較検討することにより、郡役所文書の形成過程、記録管理の実態および郡役所廃絶時の廃棄・保存の実態とその基準とを解明する。特に組織廃絶という非常時に従来の記録管理規程を無視・改訂して、合法的に大量の文書を廃棄したことが予想されるので、記録管理規程等との関連に留意する。

②郡役所廃絶時に郡役所から郡役所文書を府県庁へ移管する方法として、郡役所で実

施していた管理方法を尊重し、出所原則を維持して、府県庁内に「郡役所文書」として一括して保管した宮城県等の事例と、府県庁の各部課へ関連する郡役所文書を分割して保管した奈良県等の事例とがあることが明らかにされているが、府県庁文書へ移管後の動向および現在保管されている郡役所文書の都道府県庁文書内での位置づけを検討する。

(3)、公文書体系の形成を、郡役所文書を中心として解明する。

公文書は国、都道府県、郡、市町村と各行政組織レベルにより作成・伝達されているが、すべて「公文書」と把握され、その異同及び相互関連については研究史上で関心を持たれることはなかった。各レベルの行政組織はそれぞれの特質・機能を異にしながら、わが国全体の行政を公文書により遂行してきたのであり、「公文書体系」とでもいべき秩序が重層的に形成されているのである。従来の近代アーカイブズ研究はそれぞれのレベル、組織ごとの公文書の時系列的検討に終始し、都道府県、市町村という同一組織レベルの史料管理形態の比較検討による横断的検討、国、府県、郡、市町村という異なる組織レベルの相互関連を追及する縦断的検討は不十分である。

こうした研究状況を打破し、公文書体系を把握するために、郡役所という府県と町村との中間組織の公文書により、公文書体系のうち縦の行政系列である府県庁文書・郡役所文書・町村役場文書の相互関連および特質の相違を解明する。さらに国、都道府県、郡、市町村のレベルの異なる行政組織の役割分担と対抗関係を、公文書の視点から検討し、わが国の近代行政の構造的特質を立体的に解明したい。

各レベルの公文書のうち民間情報をもっとも濃密なのは基礎自治体である市町村であり、ついで郡役所・都道府県が続き、もっとも薄いのは国レベルである。数量的な把握及び政策立案・実施過程の情報の濃淡はその逆であり、相互に伝達・関連、場合によれば反発しながらわが国の行政全体を遂行したのであり、それが各レベルの公文書の性格を特色付けていることにもなる。

民間個人情報の捕捉の分野、濃淡は政府の目指す行政目標により変化し、政策の影響を強く受ける。常に民間情報が同程度の濃密さで含まれることにはならず、政策の変遷により民間情報への関心は変化する。

兵事関係公文書を事例とすれば、明治初期には富国強兵に関連して兵力となる壮丁に関する民間個人情報のうち年齢・体力を中心に「壮丁名簿」などで補足していたが、日清・日露戦争期には兵器の近代化に伴い、壮丁の学力に関する情報を補足し、さらに昭和期に

は軍国主義的関心から壮丁の思想・信条に関する個人情報まで捕捉するようになった。

各組織レベルの公文書に含まれる民間個人情報との異同、伝達、時期的推移などにより、公文書体系の形成を検討し、各レベルの公文書に含まれる民間個人情報の変遷を検討し、その時期の政策の特質と各行政組織の機能の相互関連により公文書体系の形成とその変化を明らかにし、公文書をとおしてわが国近代の国家と社会の特質を説明することになる。

3. 研究の方法

(1)、次の方法により各機関の郡役所文書情報を把握する。

①各機関のHPから、所蔵している郡役所文書の情報を抽出し、所蔵資料の実態の概要を把握する。

②、それと平行して各機関へのアンケート調査及び刊行の所蔵史料目録により、最新の全国的な郡役所文書残存状況を把握する。

③、①②の成果により郡役所文書目録(フォンドレベル)を作成する。

ほとんどの郡役所文書は都道府県庁文書の一部となっているが、一括して「郡役所文書」として保管している事例と、府県庁の各部課の組織ごとに分散して「郡役所関連史料」と保管している事例とがあるが、ともに情報収集対象とし、所蔵機関で管理している現状を尊重して出所ごとにデータを整理する。

そのほか、府県庁の本来行政機能として郡役所の指導等を行った結果、作成・保管された「郡役所関連史料」は、郡役所文書とは出所が異なる。同様に国および市町村の行政機能の結果作成・保管された「郡役所関連史料」が存在する。また、郡長経験者等の個人文書に郡役所文書が含まれているので、それらも「郡役所関連史料」として調査対象とし、出所原則を尊重して、「郡役所関連史料」も含めて「郡役所文書データベース」作成のための基礎データを収集・整理し、郡役所文書の目録を作成する。

④奈良県立図書情報館所蔵の奈良県庁文書をはじめ各地で保存している機関を訪問して、郡役所文書、郡役所関連史料の実地調査を実施し、その特質を検討する。

(2)、郡役所文書の管理形態及び本来的な史料群構造をアーカイブズ的手法によりに検討する。

郡役所が本来の機能を維持していた時期に保管されていた郡役所文書の管理形態を説明し、当時の簿冊保存目録などから郡役所文書群の構造を復元し、アーカイブズの視点から、郡役所の行政機能の特質を明らかにする。

(3)、郡役所廃絶時に郡役所文書の廃棄・保

存の基準・手続・保存空間等の実態を説明する。

さらに組織廃絶時に評価選別の結果、大量に廃棄するとともに一部は引き継いだはずの郡役所文書を、現在は所蔵していない都道府県が多いので、組織廃絶後の郡役所文書保存経緯を検討し、わが国において廃絶された組織の公文書保存の実態を説明する。

市町村合併による廃絶された市町村役場文書、道州制により廃絶される可能性の高い府県庁文書の保存の課題への参考となる教訓が多く得られることが予想される。史料保存利用機関のホームページから、所蔵している郡役所文書を調査する。

4. 研究成果

(1)、郡役所文書所蔵する64機関を確認し、その実態を説明した。

文書館、図書館、県庁、自治体史編さん室、大学等組織形態はさまざまであるが、ほぼ全国的に郡役所文書が保存されていることが確認できた。

保存されている郡役所文書は、次の5類型に分類できる。

- ① 旧郡役所文書(新潟県佐渡郡、島根県隠岐郡、宮崎県西臼杵郡、大分県西国東郡などの郡役所文書の一部が保存されている)
- ② 府県庁引継郡役所文書(郡役所廃止直後に府県に引き継いだ。もっとも多い類型)
- ③ 府県庁文書のうち郡役所関連文書(郡役所が作成し、府県庁へ提出した文書など)
- ④ 町村文書のうち郡役所関連文書(郡役所が作成し町村へ発信した郡通知など、D・Eは厳密には郡役所関連文書)
- ⑤ 私文書のうち郡役所文書(郡吏員の私文書中に保存されている)

(2)、郡役所の機能と関連させて郡役所文書の構造を検討し、その研究成果を研究論文、学会報告等などにより公表し、次の3側面から郡役所文書へのアプローチを提唱した。

①時系列的な研究

時系列に沿って郡役所の機能とその様式、管理形態の変化を研究する。

保存されている郡役所文書が少ないために、同一出所で時系列的に史料を検討することが困難であるが、山口県、群馬県、佐賀県、大分県、宮崎県、奈良県、熊本県の郡役所文書を検討した。そのほか、柴田知彰氏の秋田県に関する一連の研究などがあるが、さらに研究蓄積が望まれる。

②横断的な研究

同一時期における全国的に郡役所文書に関する状況を研究する。

まったく郡役所文書が保存されていない都道府県もあるので、同一時期の郡役所文書管理形態を俯瞰できる史料として、群馬県立文書館所蔵の大正6年の各府県の郡役所文書管理規則を照会した記録「郡役所処務規程」を本書に収録した。同一時期の郡役所における文書管理体制の実態を把握できる基礎的史料である。同様な史料を掘り起こすことにより、横断的研究が進むことが期待される。

③縦断的研究

町村・郡・都道府県・国と組織レベルを異にする各公文書を縦断的に検討することを通して、公文書体系の形成を解明する。

(3)、文書体系を解明する端緒を得た。

近代国民国家においては、市町村から郡・都道府県・国までの各レベルの行政機関が有機的連携のもとに「公文書体系」とでもよぶことができる、公文書による統治を行ってきた。それぞれの行政機能を次のように概括できる。

市町村	住民の個人情報集約	基礎自治体
郡	住民情報の集約	
都道府県	住民情報の集約度濃密	
国	統治政策実現のための情報集約	

それぞれの機能と性格とを具体的に検討することが求められるが、このプロジェクトで得られた郡役所文書情報を使用して、市町村と都道府県との中間行政機関である郡役所の実態を検討し、公文書体系検討の切り口として、個人情報の集約と政策への反映および具体的に兵事史料を取り上げて、他の異なるレベルの行政機能との異同、相互関連を見渡すことができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

1. 丑木幸男、熊本県における郡役所文書の管理、地方史研究、査読有、第356号 2012年、5-22
2. 丑木幸男、宮崎県の郡役所文書、別府大学紀要、査読無、第53号、2012年、51-64
<http://repo.beppu-u.ac.jp/>
3. 丑木幸男、近代郡役所文書の基礎的研究(4)―奈良県における郡役所文書の管理―、別府大学大学院紀要、査読無、第14号、2012年、21-36
<http://repo.beppu-u.ac.jp/>
4. 丑木幸男、郡役所文書の保存と管理―大分県を事例として―、名古屋大学文書資料室紀要、査読有、第19号、2011年、1-26

5. 丑木幸男、近代郡役所文書の基礎的研究(3)―佐賀県における郡役所文書―、別府大学大学院紀要、査読無、第13号、2011年、1-12
<http://repo.beppu-u.ac.jp/>
6. 丑木幸男、近代郡役所文書の基礎的研究(2)―大正6年の郡役所文書の横断的研究―、別府大学大学院紀要、査読無、第12号、2010年、1-14
<http://repo.beppu-u.ac.jp/>
7. 丑木幸男、郡役所機能の標準化の動向―群馬県の規程類の検討を通して―、近藤義雄先生卒寿記念論文集、査読無、2010年、511-528

[学会発表] (計1件)

1. 丑木幸男、郡役所文書情報の集約とその特質、日本アーカイブズ学会大会、2010年4月25日、学習院大学

6. 研究組織

(1)研究代表者

丑木 幸男(USHIKI YUKIO)
別府大学 文学部 教授
研究者番号：60223525

(2)研究分担者

(0名)

研究者番号：

(3)連携研究者

(0名)

研究者番号：